介護予防・日常生活支援総合事業の報酬等について

1 単価改正について

介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)の単価は「国が定める単価」を勘案して市町村が定めることとされていますが、本市における単価は「国が定める単価」と同額としています。

令和6年度介護報酬改定に伴い、「国が定める単価」が令和6年4月から改正されるため、本市の総合事業の単価も同様に改正します。

改正後の単価は【別紙1】、【別紙2】の資料を参照してください。

※【別紙1】にはR6.4.1から適用分の、【別紙2】にはR6.6.1から適用分の算定構造のイメージがそれぞれ記載されています。

事業所 (サービス)	参照先	
訪問型サービス事業所	1 訪問型サービス費(独自)	
(介護予防訪問介護相当サービス)	1 初向空り一て入負(独日)	
通所型サービス事業所	4 、予証刑事、バフ弗(Xh 白)	
(介護予防通所介護相当サービス)	4 通所型サービス費(独自)	
地域包括支援センター	13 介護予防ケアマネジメント費	
(介護予防ケアマネジメント)		

2 サービスコード表について

単価改正に伴う、新たなサービスコード表(令和6年4月~、6月~)は、国が示すサービスコード表(【別紙3】及び【別紙4】)を基に作成するため、「国が定める単価」の確定後に本市ウェブサイトへ掲載します。

3 厚生労働省関係告示改正に伴うサービス別改定事項

令和6年度介護報酬改定に伴い、厚生労働省の関係告示が改正され、郡山市介護予防・日常生活支援総合事業の人員等に関する基準を定める要綱も同様に改正予定です。 なお、改正となる内容については、以下の総合事業のサービスにそれぞれ対応する 介護給付のサービスと同様であるため、ここでは省略します。

参考:【別紙5】、厚労省HP「https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage 38790.html」

総合事業のサービス	対応する介護給付のサービス	
訪問型サービス	訪問介護	
(介護予防訪問介護相当サービス)		
通所型サービス	通所介護・地域密着型通所介護	
(介護予防通所介護相当サービス)		

【主な改正項目】

訪問型サービス・通所型サービス 共通

- ・管理者の責務及び業務範囲の明確化
- 身体的拘束等の適正化の推進
- ・「書面掲示」規制の見直し
- ・ 基本報酬の見直し
- ・テレワークの取扱い
- ・人員配置基準における両立支援への配慮
- ローカルルールの取扱い
- ・ 高齢者虐待防止の推進(高齢者虐待防止措置未実施減算の創設)
- ・業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入
- ・特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者への サービス提供加算の対象地域の明確化
- 介護職員の処遇改善

訪問型サービス

- ・同一建物等居住者にサービス提供する場合の報酬の見直し
- 特別地域加算の対象地域の見直し
- ・口腔管理に係る連携の強化

通所型サービス

- ・基本報酬の見直し(運動器機能向上加算の包括化)
- ・送迎減算の創設
- ・通所系サービスにおける送迎に係る取扱いの明確化
- ・選択的サービス複数実施加算の見直し (一体的サービス提供加算の創設)
- ・科学的介護推進体制加算の見直し
- 事業所評価加算の廃止
- ・外国人介護人材に係る人員配置基準上の取扱いの見直し

介護予防ケアマネジメント

- ・ 基本報酬の見直し
- ・高齢者虐待防止措置未実施減算の創設
- ・業務継続計画未実施減算の創設

4 体制届の提出について

総合事業の事業費算定に係る体制等に変更がある場合(加算の新規算定や変更などがある場合)は届出が必要です。

(1) 通常の適用年月日

届出日	加算適用時期	(例)
毎月 15 日以前	翌月	3/1~3/15 に届出
一一一一一一		→ 4/1 から算定
毎日16日以際	毎月16日以降 翌々月	3/16~3/31 に届出
世月 10 日以降		→ 5/1 から算定

(注) <u>加算の取下げ、減算の場合は事実発生日から適用となりますので、上記に関わらず、速やかに提出してください。</u>

(2) 提出書類

- ①介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書<指定事業者用>
- ②介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表
- ③介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等届出に関する添付書類チェックリスト
- (注) 令和6年度介護報酬改定に伴い、上記様式も変更になる予定です。確定次第本市ウェブサイトに掲載します。

参考:【別紙6】、【別紙7】

(3) 令和6年4月の報酬算定に係る特例

令和6年4月1日から加算に変更が生じる場合は、(1)通常の適用年月日の 取り扱いの特例として、届出の提出期限を<u>令和6年4月1日(月)</u>とします。

【別紙8】を参考に、届出が必要となる場合は期限内に提出してください。

(4) 介護職員等処遇改善加算について

厚生労働省老健局老人保健課より、令和6年度の同加算の届出の特例について 通知があったため下記の取り扱いとします。なお、<u>計画書については例年同様、</u> 介護保険課へ<u>の提出によることとし、総合事業分の別途提出は不要です。</u>

加算の区分に変更があった場合や新規で取得する場合には、上記(2)の届出 書と一覧表を提出してください。

令和6年度当初の特例

令和6年度に4月から同加算を取得しようとする場合は、<u>令和6年4月15日</u> (月)までに届出。

5 注意事項

【別紙1】~【別紙8】をはじめ、令和6年度介護報酬改定に伴う総合事業の単価 改正・基準変更の一部については、現時点で国から示されている(案)であり、今後 発出される国の通知等により変更がある場合は、本市ウェブサイトで随時お知らせします。